

南城市上下水道料金調定システム構築等業務委託

(企画提案公募要領)

沖縄県南城市

1. 事業概要

この要領は、南城市水道事業が委託する「南城市上下水道料金調定システム構築等業務委託」の受託者を特定するにあたって、実施するプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）及びこれに係る委託契約に必要な手続きを定めるものとする。

（1）業務委託名

南城市上下水道料金調定システム構築等業務委託

（2）業務内容

「南城市上下水道料金調定システム構築等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりのとおり

（3）業務履行期間

① 設計及び構築等業務委託期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日まで

② 器機賃貸借及び運用管理保守業務委託期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで

（4）予算概要

提案上限額 39,820,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 参加資格要件

委託事業の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- （2）南城市建设工事に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成 18 年告示第 59 号）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。
- （3）消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引する本店または支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- （5）沖縄県内に本社、支社または営業所もしくは事務所を有する法人で（コンソーシアムの場合は代表者がこの条件を満たしている。）打合せ等に常時参加できる体制を取れる者であること。
- （6）南城市暴力団排除条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当しない者であること。

3. 提案参加申込手続き

（1）提案書類

企画提案に参加する事業者は、次の①から⑦（順に綴込）を提出すること。

コンソーシアムによる共同提案の場合は、①、②、⑤、⑥は代表事業者で提出。③、

④、⑦は構成事業者すべてについて提出すること。

①プロポーザル参加表明書（様式 1）

- ②プロポーザル参加申込書（様式 2）
- ③提案者概要説明書（様式 3）
- ④業務経歴書（様式 4）
- ⑤本業務に係る実施体制（様式 5）
- ⑥誓約書（様式 6）
- ⑦定款の写し（任意様式）
- （2）提出部数
 - ①の提出書類（様式 1）
1 部
 - ②から⑦の提出書類（様式 2 ～ 6 及び定款の写し）
7 部
- （3）提出期限
 - ①の提出書類（様式 1）
令和 7 年 7 月 8 日（火）午後 5 時まで（必着）
 - ②から⑦の提出書類（様式 2 ～ 6 及び定款の写し）
令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時まで（必着）
- （4）提出先
事務局に提出すること。
- （5）提出方法

持参または郵送によるものとし、持参の場合は午前 9 時から午後 5 時までに提出すること。郵送の場合は提出期限日の午後 5 時までに必着のこと。また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなします。

4. 提案書

（1）提案書の作成及び提出方法

以下の（ア）～（エ）を提出すること。また（ア）～（ウ）については順番に綴じ、（エ）については別に綴じること。

提出書類	様式、作成上の注意点等
（ア）提案書表紙	A 4 判で作成すること。
（イ）企画提案書	仕様書の要件を基に A 4 判 30 ページ以内で作成すること。様式は自由。やむを得ず A 3 判を使用する場合は、横折込みとすること。ただし、A 3 判 1 枚につき A 4 判 2 ページと換算すること。
（ウ）実施スケジュール	A 4 判 2 ページ以内または A 3 判 1 ページ以内で作成すること。A 3 判を使用する場合は、横折込みとすること。様式は自由だが各工程を具体的かつ詳細に記載すること。
（エ）見積書	本事業の委託範囲内の費用を見積もること。A 4 判

①南城市上下水道料金調定システム構築等費用 ②年間運用保守・賃貸借費	であれば自社様式で可。ただし、以下の点に留意すること。 ・提案した内容にかかる経費は全て記載する。 ・項目ごとの内訳及び単価、工数等を記載する。 ・宛名は南城市長宛とする。 ・値引き等の記載は行わない。 ・見積額が契約額とはならない。 ・①と②は用紙を分けて作成する。 ・②は事業費に含まないようにする。
---------------------------------------	---

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

企画提案書の作成にあたっては、以下の点に留意し作成すること。

①提案内容は、次の項目順で、仕様書に定めた内容を踏まえ提案すること。

項番	項目	記載内容
1	会社概要	(1)事業運用体制 (2)構築実績
2	構築概要	(1)基本要件 (2)システム概要
3	クラウド構成要件	(1)ネットワーク要件 (2)サーバ等機器構成要件 (3)データセンター要件
4	機器等要件	(1)機器等要件
5	セキュリティ要件	(1)全体概要 (2)クラウド環境セキュリティ
6	運用支援及び保守要件	(1)保守概要 (2)保守内容
7	機器等調達台数	(1)機器等調達台数
8	その他追加提案	(1)その他追加提案・将来提案事項 (費用内外問わず、発注者に有益な提案を行うこと)

②記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。

③専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義または説明を記述すること。

④ページ番号を記載すること。

⑤フォントの種類については制限しないが、サイズは10ポイント以上で作成すること。

(3) 提出の形態

8部（正本1部、副本7部）

(4) 提出期限

令和7年7月18日（金）午後5時まで（必着）

(5) 提出先

事務局に提出すること

(6) 提出方法

持参または郵送によるものとし、持参の場合は午前9時から午後5時までに提出すること。郵送の場合は提出期限日の午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなします。

5. 質問及び回答

提案に関する質問は、「質疑事項」（様式7）により、事務局へ電子メールにて、下記の点に留意し提出すること。

(1) 電子メール以外での質疑は受け付けない。

(2) 質疑の提出締め切りは令和7年7月11日（金）午後5時までとする。

(3) 質疑に対する回答は、プロポーザル参加表明書（様式1）を提出した業者に対し電子メールにて回答を行う。

6. 受託者評価選定方法

(1) 基本的な考え方

本委託事業の受託者の審査選定に当たっては、南城市プロポーザル方式実施要綱第4条の規定に基づき、南城市上下水道料金調定システム構築等業務委託選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において、提案内容を公正かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行ったものを受注候補者として選定する。また次点受注者も併せて選定する。

(2) 審査方法

①事務局による確認

参加資格要件、提出書類等の不備などの基本的事項を確認する。（参加資格要件の確認結果については速やかに電子メールにて通知します。）

②選定委員会による審査

応募書類、提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき、評価項目毎に企画提案の内容を審査、総合評価する。各選定委員の評価点の合計を選定委員評価とする。ただし、応募者が5者以上の場合は提案書類等による1次審査を実施し、通過者のみプレゼンテーションにより評価する。

【評価審査項目】

○会社概要

○構築概要

○クラウド構成要件

- 機器等要件
- セキュリティ要件
- 運用支援及び保守要件
- 機器等調達台数
- 追加提案等
- スケジュール
- 見積費用

③受注候補者の決定

①の審査を通過した②の評価点を最も高く獲得した者を受注候補者とし、次点の者を次点受注候補者とする。ただし、最も高い点を獲得した者が2以上ある場合は、選定委員会にて審議し、順位決定する。

(3) プレゼンテーションについて

①プレゼンテーションの実施要領

- (ア) 1事業者につき、40分の持ち時間とする。(説明・デモ30分、質疑10分)
ただし、提案者の数によっては変動することがある。詳細な時間は電子メールにて別途通知する。
- (イ) プレゼンテーションは、提案書等の内容について行うこと。提案書等以外の内容は評価の対象としない。デモンストレーションを行うことも可とする。
- (ウ) プレゼンテーション当日は実際に業務に携わる責任者及び実務担当者が必ず出席すること。オンラインの参加も可とするが、必要な機材等は提案者が用意すること。
- (エ) プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出申込の降順とする。

②プレゼンテーションの実施日（予定）

日時：令和7年7月28日（月）

場所：南城市役所 2階 219会議室

③使用機材等について

プレゼンテーションの実施に当たり使用する機材等は全て提案者が用意すること。ただし、モニター、電源コードリールについては、本市で用意する物を使用して構わない。※事前に動作確認したい場合には連絡すること。

(4) 審査結果の通知

- ①選定委員の審査後、全応募者に対し1週間以内に文書にて通知する。ただし、審査結果については、意義の申し立ては受け付けない。
- ②受注候補者は、仕様・価格等について本市と協議の上、速やかに本市と契約手続きし、受託者となること。受託候補者との協議が整わない場合は、本市は次点受注候補者と協議を行うこととする。
- ③選定されなかった者は、選定委員に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は前項の通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

7. 参加の辞退

提案参加申込後にやむを得ず参加を辞退する場合、または、提案書を提出しなかった場合は、「参加辞退届」（様式 8）を提出すること。提出にあたっては次の点に留意すること。

- （１）持参又は郵送によるものとし、プレゼンテーション審査前日までに提出すること。
- （２）持参の場合は午前 9 時から午後 5 時までに、郵送の場合は午後 5 時までに必着のこと。

8. その他の留意事項

- （１）本提案に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- （２）手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限定する。
- （３）提案書等として提出された全ての資料は、受注候補者の選定以外には使用しない。また返却も行わない。
- （４）提案書は選定を行うための事務作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- （５）提出された提案書等を受理した後の提案者による加筆及び修正は原則認めない。
- （６）当該提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用がないこと。
- （７）次のいずれかに該当する応募は無効とする。
 - ①提案者の提出方法、提出先及び期限等示された条件に適合していない場合
 - ②提案者に虚偽の記載がある場合
 - ③その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
- （８）参加表明が 1 者の場合は、その提案内容等を選定委員で審査し、本業務を委託可能と判断した場合にのみ契約交渉権を与える。

9. スケジュール一覧

No.	項 目	日 程
1	募集要綱等の公開・掲示	令和 7 年 6 月 2 4 日（火）から 令和 7 年 7 月 8 日（火）まで
2	プロポーザル参加表明受付	令和 7 年 6 月 2 4 日（火）から 令和 7 年 7 月 8 日（火）まで
3	プロポーザル参加申込受付	令和 7 年 6 月 2 4 日（火）から 令和 7 年 7 月 1 1 日（金）まで
4	募集要綱等に関する質問受付	令和 7 年 6 月 2 4 日（火）から 令和 7 年 7 月 1 1 日（金）まで
5	募集要項等に関する質問回答	質問受付後、プロポーザル参加表明書（様式 1）にて申込のあった全応募者に対し回答
6	企画提案書提出受付期間	令和 7 年 6 月 2 4 日（火）から 令和 7 年 7 月 1 8 日（金）まで
7	プレゼンテーション審査	令和 7 年 7 月 2 8 日（月）予定
8	審査結果の通知	選定後 1 週間以内に文書にて通知

10. 事務局

本公募に係る事務局は以下のとおりとする。

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所 2階
南城市 上下水道部 水道課（担当：新垣）

電話 098-917-5347 FAX 098-917-5434

E-mail suidou□city.nanjo.lg.jp （□をアットマークに変換）